

# 豚伝染性胃腸炎（アジュバント加）不活化ワクチン

## 1 定義

豚伝染性胃腸炎ウイルスを培養細胞で増殖させて得たウイルス液を不活化し、アルミニウムゲルアジュバントを添加したワクチンである。

## 2 製法

### 2.1 製造用株

#### 2.1.1 名称

弱毒豚伝染性胃腸炎ウイルス h-5 株又はこれと同等と認められた株

#### 2.1.2 性状

豚腎初代若しくは継代細胞又は豚精巢初代細胞で CPE を伴って増殖する。

#### 2.1.3 継代及び保存

原株及び種ウイルスは、MPK- a 細胞又は適当と認められた培養細胞で継代する。

継代は、原株では 3 代以内、種ウイルスで 2 代以内でなければならない。

原株及び種ウイルスは、凍結して - 70 以下又は凍結乾燥して 5 以下で保存する。

### 2.2 製造用材料

#### 2.2.1 培養細胞

MPK- a 細胞又は製造に適当と認められた培養細胞を用いる。

#### 2.2.2 培養液

製造に適当と認められた培養液を用いる。

### 2.3 原液

#### 2.3.1 細胞の培養

1 回に処理し、培養した細胞を個別培養細胞とみなす。ウイルス接種前の培養細胞に異常を認めてはならない。

個別培養細胞について、3.1 の試験を行う。

#### 2.3.2 ウイルスの培養

種ウイルスを培養細胞で培養し、ウイルスの増殖極期に個別培養細胞ごとに採取した培養液のろ液、遠心上清又はこれらを適当と認められた方法で濃縮したものをウイルス浮遊液とする。

ウイルス浮遊液について、3.2 の試験を行う。

#### 2.3.3 不活化

ウイルス浮遊液にホルマリン又は適当と認められた不活化剤を加えて不活化し、不活化ウイルス液とする。

不活化ウイルス液について、3.3 の試験を行う。

#### 2.3.4 原液

不活化ウイルス液を混合し、適当と認められたアルミニウムゲルアジュバントを加えて、原液とする。

原液について、3.4 の試験を行う。

### 2.4 最終バルク

原液を混合し、最終バルクとする。

この場合、適当と認められた保存剤を加えてもよい。

### 2.5 小分製品

最終バルクを小分容器に分注し、小分製品とする。

小分製品について、3.5 の試験を行う。

## 3 試験法

### 3.1 培養細胞の試験

個体別培養細胞の1%以上を対照培養細胞とし、これについて次の試験を行う。

#### 3.1.1 培養観察

対照培養細胞を、ウイルスを接種することなく、ウイルスの培養と同じ条件で培養する。

対照培養細胞をプールし、4本以上の培養びんに継代し、7日間培養し、観察するとき、CPEを認めてはならない。

#### 3.1.2 赤血球吸着試験

3.1.1の試験最終日に培養びんの培養液を除き、リン酸緩衝食塩液で細胞表面を2回洗浄後、3群に分け、0.1vol%のモルモット、がちょう及び7日齢以内の鶏の赤血球浮遊液を重層し、60分間静置後、赤血球吸着の有無を観察するとき、培養細胞に赤血球吸着を認めてはならない。

### 3.2 ウイルス浮遊液の試験

#### 3.2.1 ウイルス含有量試験

##### 3.2.1.1 試験材料

##### 3.2.1.1.1 試料

検体をウイルス増殖用培養液（付記1）又は適当と認められた希釈液で10倍階段希釈し、各段階の希釈液を試料とする。

##### 3.2.1.1.2 培養細胞

豚精巢初代細胞又は適当と認められた細胞を小試験管に培養し、単層となったものを用いる。

##### 3.2.1.2 試験方法

試料0.1mLずつをそれぞれ4本（穴）以上の培養細胞に接種し、37℃で60分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液0.5mLを加え、37℃で7日間培養し、観察する。

##### 3.2.1.3 判定

培養細胞にCPEを認めたものを感染とみなし、TCID<sub>50</sub>を算出する。

検体のウイルス含有量は、1mL中10<sup>8.3+</sup>TCID<sub>50</sub>以上でなければならない。

### 3.3 不活化ウイルス液の試験

#### 3.3.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.3.2 不活化試験

##### 3.3.2.1 試験材料

##### 3.3.2.1.1 試料

100倍量以上のリン酸緩衝食塩液を用い、検体5mLを4℃で一夜透析し、不活化剤を除去したものを試料とする。

##### 3.3.2.1.2 培養細胞

豚精巢初代細胞又は適当と認められた細胞を培養びんに培養し、単層となったものを用いる。

##### 3.3.2.2 試験方法

試料の全量を1mLにつき3cm<sup>2</sup>以上の培養細胞に接種し、37℃で90分間静置吸着させた後、試料を抜き取り、ウイルス増殖用培養液を加え、37℃で7日間培養し、観察する。

##### 3.3.2.3 判定

培養細胞にCPEを認めない場合、活性ウイルス陰性と判定する。

検体に活性ウイルスを認めてはならない。

### 3.4 原液の試験

#### 3.4.1 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

### 3.5 小分製品の試験

#### 3.5.1 特性試験

一般試験法の特性試験法を準用して試験するとき、固有の色調を有する均質な懸濁液でなければならない。異物又は異臭を認めてはならない。小分容器ごとの性状は、均一でなければならない。

#### 3.5.2 pH 測定試験

一般試験法の pH 測定試験法を準用して試験するとき、pH は、固有の値を示さなければならない。

#### 3.5.3 無菌試験

一般試験法の無菌試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.5.4 ホルマリン定量試験

ホルマリン添加製剤については、一般試験法のホルマリン定量法を準用して試験するとき、ホルマリンの含有量は、0.2vol%以下でなければならない。

#### 3.5.5 アルミニウム定量試験

一般試験法のアルミニウム定量法を準用して試験するとき、アルミニウムの含有量は、1 mL 中 3.46mg 以下でなければならない。

#### 3.5.6 マクロゴール定量試験

マクロゴール添加製剤については、一般試験法のマクロゴール定量法を準用して試験するとき、マクロゴールの含有量は、1 mL 中 1.0mg 以下でなければならない。

#### 3.5.7 異常毒性否定試験

一般試験法の異常毒性否定試験法を準用して試験するとき、適合しなければならない。

#### 3.5.8 力価試験

##### 3.5.8.1 試験材料

###### 3.5.8.1.1 注射材料

試験品をリン酸緩衝食塩液で 10 倍に希釈したものを注射材料とする。

###### 3.5.8.1.2 試験動物

約 4 週齢のハムスターを用いる。

###### 3.5.8.1.3 中和試験用ウイルス

豚伝染性胃腸炎ウイルス h-5 株又は適当と認められた株を用いる。

###### 3.5.8.1.4 培養細胞

豚精巢初代細胞又は適当と認められた細胞を培養し、単層となったものを用いる。

##### 3.5.8.2 試験方法

注射材料 1 mL ずつを、5 匹の試験動物の腹腔内に注射し、14 日目に得られた各個体の血清について、中和試験を行う。

被検血清を非働化した後、等量混合し、ウイルス増殖用培養液で 2 倍階段希釈する。各希釈血清 0.5mL と 0.1mL 中約 200TCID<sub>50</sub> の中和試験用ウイルス液 0.5mL とを混合し、37℃ で 90 分間処理する。この各混合液 0.1mL ずつをそれぞれ 4 本（穴）の培養細胞に接種し、37℃ で 90 分間静置吸着させた後、ウイルス増殖用培養液 0.5mL ずつを加え、37℃ で 7 日間培養し、観察する。

##### 3.5.8.3 判定

培養細胞 2 本（穴）以上に CPE の阻止を認めた血清の最高希釈倍数を中和抗体価とする。

試験動物の中和抗体価は、16 倍以上でなければならない。

#### 4 貯法及び有効期間

有効期間は、1 年間とする。ただし、特に承認されたものは、その期間とする。

#### 付記 1 ウイルス増殖用培養液

1,000mL 中

トリプトース・ホスフェイト・ブロス 2.95 g

又はラクトアルブミン水解物 5.0 g

牛血清又はやぎ血清 50 ~ 100 mL  
イーグル MEM 又はアール液 残 量  
炭酸水素ナトリウムで pH を 7.0 ~ 7.4 に調整する。  
必要最少量の抗生物質を加えてもよい。